

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

福原課長

それでは、ただいまから、令和3年度第2回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会・進行を努めさせていただきます、市政情報課長の福原と申します。よろしくお願ひいたします。

本会議は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第4項の規定に基づき公開としております。また、本日の会議内容は録音させていただき、会議録については、会長へ確認後、署名の上、公開いたしますので、ご了解をお願いいたします。

なお、今回の会議も会議録システムを使用して会議録を作成いたしますので、発言の際にはマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

先日、郵送にてお送りしたものでございます。

会議次第、令和4年2月28日までの個人情報取扱事務届出書（報告）、令和3年改正個人情報保護法についての3点の資料でございますが、過不足はございませんでしょうか。

(なし)

それでは、会議の進行につきましては、本日、佐世会長が欠席のため、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第4項の規定により、満木副会長に議長となつていただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

満木副会長よろしくお願ひいたします。

満木副会長

はじめに、ただいまの出席者は、7名でございます。

この人数は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づく定足数に達しております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題1の「個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づく報告」ということで、令和4年2月28日までに届出のあった個人情報取扱事務届出書について、事務局から報告をお願いいたします。

(1) 個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づく報告について
(個人情報取扱事務届出書の報告)

関根課長補佐

それでは、お手元の資料をご覧ください。

A4縦長の「令和4年2月28日までの個人情報取扱事務届出書（報告）」をご覧ください。

今回、ご報告させていただきますのは、開始が14件、廃止10件、変更が17件、目的外利用が9件、外部提供が7件でございます。

内訳といたしましては、A4の表の「令和4年2月28日までの個人情報取扱事務届出書」のとおりでございます。

では、各届出書を見ながらご説明させていただきます。

右上の番号1番、事務の所管課が「新型コロナウイルスワクチン対策課 ワクチン対策係」の「新型コロナウイルスワクチン接種事業業務」の変更届出書でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルスワクチン接種記録を基に新型コロナウイルス

又感染症予防接種証明書の発行を行うために個人情報の収集先に内閣官房 IT 戦略室を加えるものです。

他市でワクチン接種をした方が、証明書の発行を希望した場合に内閣官房 IT 戦略室が管理するワクチン接種記録システムから接種情報を入手して発行するものです。

また、発行希望者は外国人の方が多く、申請時に国籍を扱うことがあることから、取扱い項目を追加するものでございます。

次に番号 2 番、事務の所管課が「企画政策課 企画政策係」の「特別定額給付金事務」の廃止届出書でございます。

こちらの事務は国の新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施された事務で、世帯に一律 10 万円を支給するものでしたが、令和 2 年度中に事業が終了したため廃止するものです。

次に番号 3 番、事務の所管課が「国民健康保険課 国保管理係」の「【共通事務】特定健康診査等実施事業」の変更届出書でございます。

こちらは、高齢者の医療の確保に関する法律と法施行規則の改正により、高齢者保健のサービス向上のため、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、記録情報を相互に活用することができるようになりまして、これにより、久喜市、埼玉県、埼玉県後期高齢者医療広域連合、埼玉県国民健康保険団体連合会は、専用のシステムを利用して、被保険者の他市町村からの転入前及び市町村間異動前の特定健康検査等に関する情報の提供を受けられるようになりますことから、保有個人情報の外部提供先に埼玉県内他市町村及び埼玉県後期高齢者医療広域連合を加えるものです。

次に番号 4 番でございます。

こちらの事務は、先ほどの 3 番の「【共通事務】特定健康診査等実施事業」で、埼玉県、埼玉県内他市町村、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ外部提供することについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号 5 番から 8 番につきましては、今申し上げました事務の所管課が「国民健康保険課 国保管理係」の「【共通事務】特定健康診査等実施事業」と同様の趣旨での外部提供することについての変更届出書及び目的外利用等届出書でございます。

番号 5 番、6 番が療養等に関する情報の外部提供、番号 7 番、8 番が特定健康指導等に関する情報についての外部提供に関する届出書になります。

次に番号 9 番、事務の所管課が「子ども未来課 医療手当係」の「子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務」でございます。

こちらの事務は、国において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援する観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金」について、低所得の子育て世帯に対し支給するものでございます。条件を満たす場合、児童一人あたり 5 万円が支給されるものです。

個人情報の収集対象者ですが、申請者とその家族の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人から収集し、記録の形態は、文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りますが、オンライン結合は無しでございます。収集した情報は、所管課の子ども未来課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号 10 番、事務の所管課が「公園緑地課 施設管理係」の「公園境界確認事務」でございます。

こちらの事務は、公園に隣接する土地との境界が不明な場合に、土地所有者から確認依頼を受けて、市と民間の土地との境界を確認するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、公園に隣接した土地の所有者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人、本人の代理人である土地家屋調査士から収集し、記録の形態は、文書と図画となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、公園緑地課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号11番、事務の所管課が「収納課 徴収係 債権整理係」の「【共通事務】特別郵便物收受簿」の廃止届でございます。

こちらの事務は、滞納処分をした場合の対象者へ郵送物の発送記録をこれまで收受簿冊で一括管理していたものを、対象者ごとに個別の経過記録をシステムに入力する管理へ切り替えたため、この收受簿を廃止するものでございます。

次に番号12番、事務の所管課が「アセットマネジメント推進課 管財係」の「江面第二小学校跡地暫定活用事務」でございます。

こちらの事務は、江面第二小学校が廃校になりましたが、その跡地のグラウンドや体育館等の跡地の活用が正式に決まるまでの間、暫定活用に係る利用者を把握するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、江面第二小学校跡地利用申込者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人から収集し、記録の形態は、文書と図画となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、アセットマネジメント推進課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号13番、事務の所管課が「障がい者福祉課 障がい者福祉係」の「重度心身障害者医療費支給事務」の変更届出書でございます。

こちらは、国が設置しているマイナンバーに関する情報ネットワークシステムというシステムがありまして、重度心身障害者医療費支給事務を行うにあたり、このシステムを介してマイナンバーに紐づけされた情報を市役所内の関係課や外部の市町村で情報のやり取りが各市町村での条例整備等により、令和3年6月から可能となったことから、個人情報の目的外利用の収集先と市からの提供先を加える変更でございます。

次に番号14番でございます。

こちらの事務は、先ほどの13番の「重度心身障害者医療費支給事務」で、重度心身障害者医療資格判定のために市の関係課と関係市町村でマイナンバーによる情報連携をするための、目的外利用及び外部提供をすることについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号15番、事務の所管課が「障がい者福祉課 障がい者福祉係」の「在宅重度心身障害者手当支給事務」の変更届出書でございます。

こちら、14番と同様に在宅重度心身障害者医療費支給事務を行うにあたり、国の情報ネットワークシステムを介してマイナンバーに紐づけされた情報を市役所内の関係課や外部の市町村で情報のやり取りができるようになったことにより、個人情報の目的外利用の収集先や市からの提供先を加える変更でございます。

次に番号16番でございます。

こちらの事務は、先ほどの15番の「在宅重度心身障害者医療費支給事務」で、在宅重度心身障害者医療資格判定のために市の関係課と関係市町村でマイナンバーによる情報連携をするための、目的外利用及び外部提供をすることについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号17番、事務の所管課が「障がい者福祉課 障がい者福祉係」の「就労継続支援B型工賃支援事業」の廃止届でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、内職等の生産活動の減少等により工賃収入が減少している就労継続支援B型利用者の支援として、減収となった工賃収入の一部を補助するもので、令和2年度から始めた事業でございましたが、単年度事業のため、令和2年度で廃止するものです。

次に番号18番、事務の所管課が「健康医療課 健康企画係」の「健康長寿サポーター養成事務」の廃止届でございます。

こちらの事務は、健康づくりの知識を地域社会に広げる健康長寿サポーターの養成講習の参加申込者の情報を収集していましたが、申込者の減少に伴い廃止するものでございます。

次に番号19番、事務の所管課が「子ども未来課 子ども・青少年係」の「子育てネットワーク事務」の廃止届でございます。

こちらの事務は、子育てに関係する機関及び団体等が情報の交換や活動の連携を図って子育て支援を効果的に行えるよう実施してまいりましたが、他の事業で賄えることができることから、廃止するものでございます。

次に番号20番、事務の所管課が「子ども未来課 医療手当係」の「子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務」の廃止届でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、国の緊急経済対策の一環として、児童手当を受給する世帯に対し、児童一人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するものですが、単年度事業であり、令和2年度で事業が終了したことから、廃止するものでございます。

次に番号21番、事務の所管課が「子ども未来課 医療手当係」の「ひとり親家庭子育て支援臨時給付金の支給に関する事務」の廃止届でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭を支援するため、市独自の支援策として児童扶養手当を受給する家庭に対し、一人当たり3万円の臨時給付金を支給する事業ですが、単年度事業のため、令和2年度で事業が終了したことから廃止をするものです。

次に番号22番、事務の所管課が「子ども未来課 医療手当係」の「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に関する事務」の廃止届でございます。

こちらの事務は、国において、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた追加経済対策の一つである「ひとり親世帯臨時特別給付金」で、ひとり親世帯に対し支給するものですが、単年度事業のため、令和2年度で事業が終了したことから廃止をするものです。

次に番号23番、事務の所管課が「都市整備課 住宅係」の「空家等所有者特定調査事務」でございます。

こちらの事務は、空家等実態調査の結果、建物及び土地の所有者等が不明な空家について、所有者を特定するために実施するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、建物所有者及び土地所有者または管理者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、空家のため本人が分かりませんので、市民課や法務局、他市町村、電力会社等から収集するものです。

また、市内部では上下水道経営課や資産税課から調査に必要な情報を収集するものです。

保有個人情報の電子計算処理は有りでオンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、都市整備課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号24番、事務の所管課が「学務課 小・中学校再編係」の「学校統廃合等の検討に係る事務」の変更届出書でございます。

市内で小規模化の著しい小・中学校の統廃合を検討する中で、検討の対象を特定の学校だけでなく、市内全体に広げて検討していくため、収集対象者を市内に居住する方に広げる変更でございます。

次に番号25番、事務の所管課が「学務課 小・中学校再編係」の「スクールバスの運行及び利用に関する事務」でございます。

こちらの事務は、スクールバスを利用する児童生徒及び当該児童生徒の保護者について、スクールバスの円滑な運行に資するために必要な情報を把握するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、スクールバスを利用する児童生徒、当該児童生徒の保護者を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人から収集し、記録の形態は、文書となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます

収集した情報は、所管課の学務課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号26番、事務の所管課が「指導課 教職員係」の「スクール・サポート・スタッフ委嘱事務」の変更届出書でございます。

こちらの事務は、学校教員の授業準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを採用に係る事務ですが、当職員の業務内容が小学校教員の補助であったもの

が、中学校教員も加えた補助になるため、収集の目的をに中学校を加える変更でございます。

次に番号27番、事務の所管課が「学校給食課 学校給食係」の「【共通事務】会計年度任用職員任用」の変更届出書でございます。

こちらの事務は、令和3年8月から稼働する久喜市立学校給食センターでは、学校給食調理員及び学校給食配膳員を雇用しないため、個人情報の収集対象者を栄養士のみにする変更でございます。

次に番号28番、事務の所管課が「学校給食課 学校給食係」の「学校給食試食会」の変更届出書でございます。

こちらの事務は、鷲宮学校給食センターが廃止に伴い、事務の所管課を学校給食課久喜市立学校給食センターにする変更でございます。

次に番号29番、事務の所管課が「環境課 環境保全係」の「特定粉じんの規制に関する事務」でございます。

こちらの事務は、「大気汚染防止法」に基づき、特定粉じん排出等作業の審査及び指導を行うものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、石綿を含む建築物の解体工事等の発注者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や目的外利用として、建築審査課で保有する建物の解体時に施工主が提出する届出書に石綿を含む内容があった場合、その対象者の情報を利用するものです。この目的外利用は、昨年度、運営審議会に皆様に審議していただいた内容になります。

記録の形態は文書と図画となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、所管課の環境課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号30番、事務の所管課が「人権推進課 男女共同参画係」の「久喜市パートナーシップ宣誓制度」でございます。

こちらの事務は、久喜市では性的少数者の方々の生きづらさの解消につなげる取り組みとして「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を実施しております。宣誓に必要な要件の久喜市に住民登録があるかを確認するために個人情報を収集するものです。

個人情報の収集対象者ですが、宣誓者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人及び市民課から収集し、記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます

収集した情報は、所管課の人権推進課のみで利用いたします。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号31番、事務の所管課が「障がい者福祉課 障がい者福祉係」の「在宅重度心身障がい者支援臨時給付金給付事業」でございます。

こちらの事務は、市の単独の事業で新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、在宅の住民税非課税の重度心身障がい者を支援するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、在宅の住民税非課税の重度心身障がい者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や目的外利用として介護保険課の情報を利用するものです。この目的外利用は、今年度の第1回の運営審議会に審議していただいた内容になります。

記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、介護保険課へ目的外利用するものです。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号32番でございます。

こちらの事務は、先ほどの31番の「在宅重度心身障がい者支援臨時給付金給付

事業」で、介護保険課へ目的外利用をするための目的外利用等届出書でございます。

次に番号33番、事務の所管課が「介護保険課 保険料・給付係」の「在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業」でございます。

こちらの事務は、久喜市在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業実施要綱に基づき、臨時給付金の対象者を抽出し、給付をするものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、介護保険被保険者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や目的外利用として、障がい者福祉課の情報を利用するものです。この目的外利用も、今年度の第1回の運営審議会で審議していただいた内容になります。

記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は電算委託業者としてでございます。

収集した情報は、障がい者福祉課へ目的外利用するものです。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号34番でございます。

こちらの事務は、先ほどの33番の「在宅重度要介護高齢者支援臨時給付金給付事業」で、障がい者福祉課へ目的外利用をするための目的外利用等届出書でございます。

次に番号35番、事務の所管課が「都市整備課 市街地整備推進室」の「土地区画整理地内住所新旧旧新対照表作成」でございます。

こちらの事務は、栗橋の伊坂と松永地区につきましての土地区画整理事業の換地処分に係る住所新旧旧新対照表の作成事務等を行うものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、土地区画整理事業換地処分時に土地区画整理地内に住所を有している方の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や市民課から収集するものです。

記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、外部提供として郵便局、東京電力、NTT、NHKへ提供するものです。こちらも第1回の審議会で審議していただきました内容になります。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号36番でございます。

こちらの事務は、先ほどの35番の「土地区画整理地内住所新旧旧新対照表作成」で、郵便局、東京電力、NTT、NHKへ外部提供をするための目的外利用等届出書でございます。

次に番号37番、事務の所管課が「高齢者福祉課 高齢者福祉係」の「【共通事務】久喜市高齢者生活援助サービス事業」の廃止届でございます。

こちらの事務は、本事業は生活援助を必要とする高齢者で要介護認定の結果、非該当となってしまった方を救済するため、介護保険制度の開始に伴い、介護保険外の市の独自サービスとして開始したものです。介護保険制度開始当時と比較して現在は真にサービスを必要とする方が介護保険サービスを利用できる状況となっていることから、令和3年3月31日をもって廃止とするものでございます。

次に番号38番、事務の所管課が「健康医療課 健康企画係」の「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事務」でございます。

こちらの事務は、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した自宅療養者及び濃厚接触者に対して、医療機器のパルスオキシメーターの貸与、衛生用品、食料品の支給を行うものです。

個人情報の収集対象者ですが、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した自宅療養者及び濃厚接触者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や幸手保険所から収集するものです。

記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、所管課のみで利用するものです。

事務で取り扱う個人情報、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号39番、事務の所管課が「国民健康保険課 給付係・保険税係」の「申立書受付事務」でございます。

こちらの事務は、国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者が亡くなった後、医療給付及び国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料更正通知の送付について迅速に対応するため、申立書の提出により、振込口座や送付先の情報を確認するものです。遺族の方が窓口に行きに来た時に今後の納税通知書等の送付先や還付金の振込先を記入してもらうものです。

個人情報の収集対象者ですが、相続人代表者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人や親族から収集するものです。

記録の形態は文書となります。

保有個人情報の電子計算処理は無しでございます。

収集した情報は、所管課のみで利用するものです。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号40番、事務の所管課が「収納課 収納管理係」の「還付事務」の変更届出書でございます。

こちらの事務は、国民健康保険の世帯主が死亡した際に発生する還付通知書の送付先を確認するため、個人情報の主な収集等の収集先に国民健康保険課を加える変更でございます。具体的には先ほどの国民健康保険課で親族に今後の通知の送付先等を記入してもらう申立書に収納課からの還付通知も併せて同意を得て行うものです。

次に番号41番、事務の所管課が「国民健康保険 保険税係」の「マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードの被保険者証利用の促進事務」でございます。

こちらの事務は、マイナンバーカード未取得の後期高齢者に対し、マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードの被保険者証利用を促進するものでございます。具体的には、後期高齢者医療広域連合から勧奨通知を送付するものです。

個人情報の収集対象者ですが、マイナンバーカード未取得の後期高齢者の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、市民課から収集するものです。

記録の形態は電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、後期高齢者医療制度の事務局である埼玉県後期高齢者医療広域連合へ外部提供するものです。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に番号42番でございます。

こちらの事務は、先ほどの41番の「マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードの被保険者証利用の促進事務」で、久喜市から埼玉県後期高齢者医療広域連合に対し、マイナンバーカード未取得の後期高齢者に関する情報を外部提供することについての目的外利用等届出書でございます。

次に番号43番、事務の所管課が「中央保健センター 母子保健係」の「子育て世代包括支援センター事務」の変更届出書でございます。

こちらは、市民課（総合窓口）より、死産届出情報を得て、流産や死産を経験した方の支援を実施するため、市民課から目的外利用により情報を収集とする変更でございます。

次に番号44番、事務の所管課が「市民課（総合窓口）戸籍係」の「人口動態調査事務」の変更届出書でございます。

こちらは、先ほどの中央保健センターが死産届出情報を得て死産した方の支援を実施するにあたり、死産届出情報について中央保健センターへ目的外利用をさせるための変更でございます。

次に番号45番でございます。

こちらは、先ほどの44番の「人口動態調査事務」で中央保健センターに死産届出情報を目的外利用させるための目的外利用等届出書でございます。

次に番号46番、事務の所管課が「社会福祉課社会福祉係 菖蒲社会福祉係 栗橋社会福祉係 鷺宮社会福祉係」の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務」でございます。

こちらの事務は、国の事業において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等を支援する観点から、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を実施することになり、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し支給するものでございます。

個人情報の収集対象者ですが、申請者とその家族の情報を収集いたします。

主な収集の方法としては、本人からの収集や市民課から収集するほか、市民税課、人権推進課、生活支援課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、子ども未来課から、税情報や施設に入所している場合は施設へ通知を送付することになりますので、その入所情報、口座情報を目的外利用により収集するものです。

記録の形態は文書と電磁的記録となります。

保有個人情報の電子計算処理は有りですが、オンライン結合は無しでございます。

収集した情報は、所管課の社会福祉課のみで利用するものです。

事務で取り扱う個人情報は、裏面の項目のとおりとなります。

次に47番から54番につきましては、今申し上げました「社会福祉課」の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務」で目的外利用を社会福祉課にさせる関係課の変更届出書及び目的外利用等届出書になります。いずれも、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき目的外利用をするものです。

次に番号55番、事務の所管課が「市民課（総合窓口）市民・パスポート係」の「パスポートカバー進呈事業」の廃止届出書でございます。

こちらの事務は合併10周年で作成したもので、有効パスポートを所有している方で希望者に進呈したものです。

3千部の在庫がなくなったことから廃止するものでございます。

以上で、個人情報取扱事務届出書についての報告とさせていただきます。

満木副会長 ただいまの事務局の報告につきまして、何か確認したいことはございますか。

小宮山委員 39番です。お亡くなりになった後ということですので、その他の事項のその他（続柄）までは分かるのですが、その下のあらかじめというのは何なのでしょう。

関根課長補佐 はい。すみません。こちらは誤表記です。二重線で消していただいてもよろしいでしょうか。大変失礼いたしました。

小宮山委員 はい。

満木副会長 他にいかがでしょうか。特にございませんか。

(なし)

満木副会長 はい。では、特にないようですので、次に移らせていただきます。

(2) その他

満木副会長 その他ということですが、事務局から情報提供が、あるようですので、お願いいたします。

関根課長補佐 ありがとうございます。
お手元のA4横長のカラー刷りの令和3年改正個人情報についての資料をご覧ください。

では1ページをご覧ください。

こちらは表題にあります通り、個人情報保護法の改正に関する資料でございます。

令和2年と令和3年にかけて、個人情報保護法が大きく改正をされております。そして、令和4年4月と1年後の令和5年春にかけてその施行がされます。

この改正については、私たち地方公共団体の運用にも大きく影響がある改正が含まれておりますので、今回、議題のその他の時間をお借りいたしまして、皆様に情報提供をさせていただきたいと思っております。

では資料1ページをご覧ください。

個人情報保護法、これは現行では民間事業者に適用されている法律ですが、3年ごとに見直しを図っております。

この見直しというのは令和2年に改正した内容となります。資料に個人の権利利益の保護と活用の強化とありまして、個人情報保護の反面、情報を有効活用するということのバランスを保つのがこの個人情報保護法と言われております。その強化とAIやビックデータ時代に対応した改正がされ、不適正利用の禁止などが盛り込まれました。こちらの内容は令和4年4月に施行をされることになっております。

さらに、令和3年にデジタル社会形成整備法という法律が公布されました。整備法と呼ばれているのですが、その整備法の中で、デジタル社会を形成する中で、個人情報保護法も改正しようということで、個人情報保護法が大きく改正がされました。

その内容についてはこの後説明させていただきますが、現行制度では、民間事業者と、国の行政機関、地方町公共団体はそれぞれ別の法律や条例で個人情報保護制度を運用しております。それらを1つの法律で規制するという内容の見直しが行われました。

この改正につきましては、民間事業者と国の行政機関を対象にした内容は、令和4年4月から施行されまして、私たち地方公共団体の改正内容については、令和5年春に施行されるというように段階的に分けて施行されることになっております。

この官民一元化の改正が私たち地方公共団体にも影響があるという内容になります。

では2ページをご覧ください。

こちらが令和3年改正法の背景でございます。

1といたしまして、国は、新たに「デジタル庁」を創設しまして、行政のデジタル業務改革を強力で推進していくというように言われております。その中で、公的部門で取り扱うデータの質や量の増大が不可避でありまして、これに対して、個人情報の適正な取り扱いについて万全を期すため、今は民間事業者だけを管轄している国の機関の個人情報保護委員会が、民間と公的部分を一元管理監督する体制が必要と考えられております。

そして2といたしまして、デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に官民や地域の枠を超えたデータの利活用の活性化が見込まれるという中で、データの利活用の支障となりうる現行法制の不均衡・不整合の是正が必要とされております。

特に不均衡、不整合の例としまして、4つ目の黒点、地方公共団体間での個人情報保護条例の規定や運用が異なる、いわゆる2,000個問題と言われておりまして、現在、全国の自治体が、一部事務組合を含めると、2,000団体あります。そこに2,000種類の条例があり、2,000通りの運用がされているということが、データ利活用の大きな支障になっていると考えられているようです。

具体的に言いますと、例えば、こちらの審議会でも外部提供とか目的外利用の審議をさせていただいておりますが、国から情報が欲しいと言われた場合に、ある自治体では情報がスムーズに外部提供できたり、ある自治体では、審議会でも認められなくて、情報が外部提供できなかったりとか、そういうばらつきがあるということが、デジタル化を進めている中でのデータの利活用について支障があ

ると考えられているようです。

具体的にどのような内容になるのかというのが、3ページになります。

3ページをご覧ください。

赤文字の①にあります。個人情報保護法、それと行政機関個人情報保護法、独立行政法人と個人情報保護法の3つの法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律におきまして、全国的な共通ルールを規定して、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化となっております。

こちらの図をご覧ください。

まず、現行の方をご覧くださいなのですが、それぞれ対象別に、法令、所管が分かれております。対象というところを見ていただきたいのですが、国の行政機関、こちらについては、行政機関個人情報保護法が適用されております。独立行政法人、これは国から独立をして、公的な事務事業を行う法人ですが、こちらは独立行政法人等個人情報保護法が適用されております。いずれも、現行では、総務省が管轄しております。

次に民間事業者です。

こちらは個人情報保護法が適用されておきまして、所管が個人情報保護委員会となっております。

そして、各市役所等の地方公共団体は、それぞれの個人情報保護条例によって運営しておきまして、各地方公共団体が所管しているという適用関係になっております。

そして右の見直し後でございますが、所管が個人情報保護委員会に一元化されます。

法令も、改正後の個人情報保護法が、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、そして民間事業者のすべてに適用されるようになります。

さらに、4ページをご覧くださいと思います。

地方公共団体の個人情報保護制度に求められるものということで、先ほども触れましたが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通の両立、個人情報を保護しながらデータをうまく活用するという両立が地方公共団体の個人情報保護制度に求められているということです。

ただし支障となっているのが、いわゆる2,000個問題ということで、団体ごとに規定運用の相違がデータの流通の支障となりうる。或いは条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があるということ。地方によっては、本当のわずかですけれども、まだ、個人情報保護条例を制定しない自治体もあるようです。

2としては個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合というようになっております。

こういったものを解消するために、右側の改正の方向性として、個人情報の保護とデータの流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、法的確かな運用を確保するために、さらに細かく運用方針が示されたガイドラインを国が策定するとなっております。

その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を条例で定めることができるようになっております。

下の表をご覧くださいなのですが、地方公共団体の現状としては、例えば、A市は国と全く同じ規律で、B組合は条例を制定しないので規律がない。C市は、規律の対象が国より少ない。D市は、規律の対象が国より多い、独自に規定がある。E市では、手続きが追加されているということで、運営審議会からの意見聴取、そういったばらつきがあるというのが現状となりまして、共通ルール後は、全部同じルールのもと運用するということになります。但し、最小限、国で義務づけられた事項や、許容されている事項だけが条例で規定ができるようになります。

そうなりますと、地方公共団体は既存の個人情報保護条例がございますけれども、こちらは廃止するか、或いは大きな改正が必要となってきます。

改正後の法律が直接適用されるために、条例に重複する規定を残したりとか、

または、新たに整備をする必要はないというようになっております。

条例で規定できる事項は、法律の範囲内で定め限られた事項で、例えば手数料ですね。開示請求があった場合は幾らとか、そういう手数料は条例で定めることが義務づけられているのですが、それ以外にも、許容されている事項がいくつかありまして、そういったものを新たに条例化していくというような流れになると思います。

従いまして、地方公共団体は既存の条例を廃止して、開示請求に対する手数料など、法律で規定することができる事項のみを別に条例を作るか、或いは、今の条例の全部改正により規定をするようになると思われまます。

久喜市も決定はまだこれからになりますが、そういった内容について現在、担当課で検討しているところでございます。

次に5ページをご覧くださいと思います。

令和3年改正に関するスケジュールでございます。

先ほど申し上げました通り、改正した個人情報保護法は2段階に分かれて施行されます。

行政機関や独立行政法人、それと2段目の学術研究機関等、規律移行法人等とありますが、これは民間事業者を対象にした内容になるのですが、こちらが、令和4年の4月1日に施行されます。

1番下の地方公共団体を対象にした内容は、令和5年春ということで、日付が政令で定められるのですが、その政令が公表されておりませんので春となっております。公的部門のガイドラインの最終形が、令和4年春、来月あたりに示されると言われておりますので、その内容も参考に久喜市でも令和5年春までに現行の個人情報保護条例から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるために、例規整備等を行っていくというようになります。

条例についても、令和5年度中のいずれかの議会に上程をさせていただいて、審議をお願いするというように考えております。

まだ、決定の報告ではないのですが、今こういった法律改正が行われまして、久喜市においても内容を検討しているということで情報提供させていただきました。

以上です。

満木副会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何か確認したいことはございますか。

(なし)

満木副会長

それでは、特に質問事項等はないようですので、これですべての議事を終了とさせていただきます、進行の任を司会にお戻しいたします。

3 閉 会

福原課長

はい、満木副会長ありがとうございました。

本日は、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これで会議の方は終了となります。

さて、委員の皆さまの任期でございますか、令和4年7月31日までとなっております。今後の運営審議会の開催につきましては、今のところ予定はございませんので、今回が実質最後の会議になると思われまます。審議会委員の皆さまには、2年間にわたり、大変お世話になりました。ありがとうございました。

また、ここで、委員の公募につきましてのご案内もさせていただきたいと思いまます。

次の運営審議会の任期の公募委員を令和4年4月1日から5月2日まで募集させていただきます。予定でございます。

詳細は広報くき4月号及び市ホームページでお知らせいたしますので、公募委員の皆さまにおかれましては、是非、ご応募いただければと存じますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和3年度第2回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了いたします。
本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 4年 3月 31日

満木 祐子

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。